

開発許可申請書の **表紙の書式** が変わります

建築指導課(開発指導係)

令和5年5月26日に宅地造成等規制法が、「宅地造成及び特定盛土等規制法」として改正施行されます。

これにより、都市計画法に基づく開発許可の手引きにおいても、宅地造成等規制法の文言の箇所すべてが改正となり、開発許可申請書の表紙も変更されます。

令和5年5月26日(金)以降、本受付となる開発許可申請書は、すべて新書式の表紙を用いて提出していただきますよう、お願いいたします。

(令和5年5月25日までの書式)

(令和5年5月26日からの新書式)

別記様式第二 (第十六条関係)

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 ※ 手数料欄		
年 月 日 太田市長 殿		
許可申請者 住 所 氏 名		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	太田市
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許 可 番 号	年 月 日 第 号	

備考 1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第9条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
2 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
3 許可申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
4 ※印のある欄は記載しないこと。
5 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

別記様式第二 (第十六条関係)

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 ※ 手数料欄		
年 月 日 太田市長 殿		
許可申請者 住 所 氏 名		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	太田市
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許 可 番 号	年 月 日 第 号	

備考 1 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
2 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第30条第1項の許可を受けたものとみなされます。
3 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第73条第1項の特定開発は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
4 許可申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
5 ※印のある欄は記載しないこと。
6 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
7 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。